

令和2年6月30日

各 事 業 主 様

広島県警察本部交通部
交通企画課高齢者交通安全対策室

運転免許返納支援への取り組みについて（御提案）

※本提案は特典の導入を義務付けるものではありません

1 趣旨

運転免許を返納した高齢者への生活支援を充実させ、安心して返納ができる社会づくりをすることによって高齢者の交通事故防止に資するため。

2 提案要旨

- (1) 各事業主様において免許返納者への支援（特典）導入を検討していただきたい。
- (2) (1)の支援内容について県や県警察等のHPで公表させていただきたい。

3 支援導入の考え方

支援の導入は自主的防犯活動（CSR活動）として行っていただくこととなります。

4 支援内容

上記の考え方から支援内容は各事業主様の裁量に委ねることとなります。

例としては、何らかの料金割引、グッズの進呈（限定グッズ、オリジナルグッズ等）商品券等の進呈（お食事券、QUOカード、ICカード等）、サービスの付加（金利やポイント優遇、ドリンクサービス、送料無料等）等が挙げられます。

5 支援の利用方法

運転免許の返納時、返納者からの申請により、「運転経歴証明書」という運転免許証の代わりに身分証明書としても使えるものを交付しています。（令和元年12月1日から免許失効者も申請できるようになりました。）

65歳以上の方が運転経歴証明書または運転経歴証明書交付済シールを貼付したマイナンバーカードを提示することで、利用できるようにすることが望ましいです。

6 支援までの流れ

支援内容の決定連絡（事業主）→県警（整理）→県（公表）という流れになります。

7 予想されるメリット

企業PR（社会貢献）、年々増える自主返納者による客足の増加

8 予想されるデメリット

経済的負担、支援内容に関する問い合わせ等の人的負担

9 支援開始時期

基本的に事業主様の裁量にお任せします。

10 お問い合わせ窓口

県警察本部交通部交通企画課高齢者交通安全対策室 佐々木、倉本（082-228-0110）

11 注意事項

返納者とは無関係の高齢者サービス（高齢者であれば誰でも受けられるようなサービス）についてはHPでの公表対象外とします。



【県庁HP支援事業所一覧】